公益通報者保護法に係る法令違反の問合せ窓口（県警察本部）

広報県民課　総合相談室　045-211-1212　または　#9110

法律の一覧（刑事訴訟法に定める捜査や公訴が行われる犯罪行為に関するものを除く。）

法律名称1文字目	法律の名称	法律の概要等
い	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	インターネット異性紹介事業(いわゆる「出会い系サイト」)の利用に起因する犯罪から児童を保護し、児童の健全な育成に資するため、児童を性交等の相手方となるよう誘引する行為等を禁止するとともに、児童によるインターネット異性紹介事業の利用を防止するための措置等を定めているものである。
か	火薬類取締法	危険物である火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保するため、火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他の取扱いを規制するものである。
け	警備業法	警備業は、警備員の有形又は無形の影響力によって人の生命、身体、財産等を守ることを業務の主な内容としていることから、違法、不当な警備業務の実施により国民生活に大きな不安と混乱を与えないよう必要な規制を定めているものである。
こ	古物営業法	古物の取引きを公正明朗にして、盗品等の流通を防止するとともにその発見を容易にすることにより、国民の財産を保護するため必要な規制を定めているものである。
し	私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律	いわゆるリベンジポルノをはじめとする私事性的画像記録の提供等の行為を処罰すること等により，個人の名誉及び私生活の平穏の侵害による被害の発生・拡大を防止することを目的とする法律である。
し	質屋営業法	質物の取扱いを公正明朗にし、盗品等が質屋に流れることを阻止して犯罪の予防及び検挙に努めることにより、国民の財産を保護するため必要な規制を定めているものである。
じ	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律	自動車代行業を営む者に必要な要件を認定する制度を実施するとともに、自動車代行業を営む者の遵守事項を定めること等により、自動車運転代行業の業務の適正な運営を確保し、もって交通の安全及び利用者の保護を図ることを目的をする。
じ	自動車の保管場所の確保等に関する法律	自動車の保有者等に自動車の保管場所を確保し、道路を自動車の保管場所として使用しないよう義務づけるとともに、自動車の駐車に関する規制を強化することにより、道路使用の適正化、道路における危険の防止及び道路交通の円滑化を図ることを目的とする。
じ	銃砲刀剣類所持等取締法	銃砲刀剣類等による危害を防止し公共の安全を確保するため、銃砲刀剣類等の所持等に関する必要な規制を定めているものである。
せ	性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律	性的な姿態を撮影する行為、これにより生成された記録を提供する行為等を処罰することにより、性的な姿態を撮影する行為等による被害の発生及び拡大を防止することを目的とする。
た	探偵業の業務の適正化に関する法律	探偵業について必要な規制を定めることにより、その業務の運営の適正を図り、もって個人の権利利益の保護に資することを目的とするもの。
ち	賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律	社会経済情勢の変化に伴い、国民の生活基盤としての賃貸住宅の役割の重要性が増大していることに鑑み、良好な居住環境の安定的な確保を図るため、賃貸住宅管理業を営む者に係る登録制度を設け、暴力団員等を同管理業から排除し、その業務の適正な運営を確保するとともに、特定賃貸借契約の適正化のための措置等を講ずることを目的とする。
ど	道路交通法	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資することを目的とする。
は	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律	犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族又は重傷病を負い若しくは障害が残った者の犯罪被害等を早期に軽減するとともに、これらの者が再び平穏な生活を営むことができるよう支援するため、犯罪被害等を受けた者に対し犯罪被害者等給付金を支給し、及び当該犯罪行為の発生後速やかに、かつ、継続的に犯罪被害等を受けた者を援助するための措置を講じ、もって犯罪被害等を受けた者の権利利益の保護が図られる社会の実現に寄与することを目的とする。
ふ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	善良の風俗と清浄な風俗環境を保持及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止等を目的として、営業者、営業場所等に関する必要な規制を定めているものである。
ぼ	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律	暴力団員の行う暴力的要求行為等について必要な規制を行い、及び暴力団の対立抗争等による市民生活に対する危険を防止するために必要な措置を講ずるとともに、暴力団員の活動による被害の予防等に資するための民間の公益的団体の活動を促進する措置等を講ずることにより、市民生活の安全と平穏の確保を図り、もって国民の自由と権利を保護することを目的とする。